

入札説明書

橿原考古学研究所附属博物館 排水管改修工事

令和6年12月

奈良県立橿原考古学研究所

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 競争入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 競争入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 競争入札参加申込書は様式1により作成してください。
- (3) 競争入札参加申込書についてはFAX、又は持参により提出してください。

3 現場確認

- (1) 開催日時 令和6年12月18日（水） 10時30分～
- (2) 開催場所 橿原市畝傍町50-2 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
- (3) 説明内容 工事概要、現場案内
- (4) 現場確認の参加申込

参加を希望する者は、現場確認参加申込書（様式２）に必要事項を記載した上で、入札公告第３に定める期日までに申込みを行ってください。ただし、参加者は１者につき１名とします。

- （５）現場説明会へ参加しなくとも、入札公告第３に定める期限内に競争入札参加申込書を提出し、本研究所により競争入札参加資格のある旨を確認されれば、入札に参加することができます。

４ 入札の手続

- （１）入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、入札書等は二重封筒とし、表封筒に『橿原考古学研究所附属博物館 排水管改修工事入札書在中』と朱書きのうえ企業名を明記し、中封筒（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの）には入札書及び工事費内訳書（様式３）（以下「入札書等」といいます。）を入れ、奈良県立橿原考古学研究所副所長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。
- （２）一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- （３）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

５ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- （１）入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- （２）競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- （３）奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第７条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- （４）本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

６ 落札者の決定方法等

- （１）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- （２）落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、開札後、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- （３）開札後、落札者の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

７ 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調

査書類を提出してください。提出書類に基づき聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式4）

入札公告第2の4に掲げる実績があることが判断できる契約書の写し等を添付してください。

イ 経営事項審査結果等を示す書面

経営事項審査の審査基準日を様式5に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式6-1に記載してください。また、1の(2)の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（裏面含む）及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。）を添付してください。様式6-1で提出する監理技術者を2つの工事現場で兼務させる（特例監理技術者を置く）場合は、専任の監理技術者補佐を様式6-2に記載してください。また添付書類は、監理技術者と同様とします。

エ 現場代理人報告書

入札公告第2の6に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式7に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 施工体制確認調査書類

ア 施工体制確認調査報告書（様式8）

イ 工事費内訳書（様式3）※入札時に提出（入札参加者全て）

ウ 工程計画（様式9）

*下記ア～オの場合、審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判断され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

エ 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

*期限までに提出されない場合は失格となります。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

- イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は7の（1）のウで定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

10 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、必要な書類を次に示すとおり提出しなければなりません。

ア 入札者は、所定の入札書等を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

イ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

11 関連情報を入手するための照会窓口

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所総務課

電 話 0744-24-1101